第9回イラク・ビジネスセミナーの開催

2014年6月17日 (火) 13:30 — 15:30 ホテルグランドアーク半蔵門

イラクの治安状況が急速に悪化し、通常のビジネスを展開するにはハードルが高い状況ですが、イラクは潜在的ビジネスチャンスの大きさから本邦企業の関心が引き続き高いため、適切なテーマを設定し、定期的に情報提供をしています。その一環として、第9回イラク・ビジネスセミナーを開催致しました。

今回のセミナーでは、今年 2 月にイラク南部のバスラにて大型水処理(淡水化)プラントの建設及び運転管理契約を受注した株式会社日立製作所をお招きして、「イラク公共ビジネスの実際と課題」と題して講演をいただくと共に、弊センターが昨年度より委託調査を続けております「イラク法制度調査」の調査報告として、調査委託先である一般財団法人比較法研究センターより、「イラクの技術情報保護に係る法制度の概要」についての講演をいただきました。

最初の講演者である(株)日立製作所からは、上述した同社受注案件である淡水化プラント建設・運転管理パッケージ(Package-4)を含むバスラ上水プロジェクト(Basrah Water Supply Improvement Project;全4パッケージ)に関して、プロジェクト全体の概要、Package-4 受注までの経緯、交渉時の問題点とその対応方法等を解説いただいた上で、最後にイラクにおける公共事業関係ビジネスの魅力(親日/技術者の高い教育レベル/潜在的なマーケットとしての魅力、等)と、従事するにあたっての注意点をご説明いただきました。

続いての講演者である一般財団法人比較法研究センターからは、今回特に「技術情報保護」というテーマに絞って、イラク関連法整備の状況を報告いただきました。講演の中で、イラクは未だ技術情報保護に関する法整備状況として不十分(本邦内で創作された著作物がイラクで保護されない/商標法上、模倣品販売はそれが模倣品と知らなければ刑事罰対象とならない、等)である事、および模倣品対策として税関に対しての積極的な協力(模倣品対策セミナーや研修等による当該商標や侵害製品等の情報提供)が有効である事、等の説明をいただいて、同セミナーを締めくくっていただきました。

毎回好評を頂いている本セミナーですが、今回も62名の方にご来場いただく事ができ、引き続き本邦企業関係者にとってイラクという市場に対する関心の高さを再確認する事ができました。

今般のイラク情勢の悪化(スンナ派系イスラム過激派 ISIS による、北部から中部都市までの電撃的な攻勢)に伴い、本邦企業が通常のビジネスを展開するには益々ハードルが高くなってしまっているのが現状ではありますが、弊センターとしてはイラクの治安が将来的に好転していく事を祈りつつ、今後も引き続き本邦企業の皆様に関心が高いセミナー、及びその他活動を含めて、同国における本邦企業のビジネス展開に寄与して参りたいと思います。

(担当:一本杉/岩村/二宮)







